

課外活動ガイドライン

【活動の Phase】	Phase1	Phase2	Phase3	Phase4	Phase5	
道及び市からの要請	緊急事態宣言	まん延防止等重点措置若しくはその他対策期間	その他対策期間	その他対策期間若しくは制限なし		
活動内容	活動禁止	団体活動可	団体活動可	団体活動可	通常活動を認める。 (感染対策は引き続き徹底)	
活動場所	-	学内施設に限る	制限なし	制限なし		
共有器機・備品使用	-	可	可	可		
施設内共有人数	-	各コート15	各コート25	具体的な人数制限は設定しないが、各団体において、人数過多と判断した場合は、適宜調整を行い活動すること。		
		サッカー場	ハーフ15			ハーフ25
		野球場	30			50
		陸上競技場	1団体30人2団体まで			1団体50人2団体まで
		第2球技場	30			50
		テニスコート	10			20
		弓道場	5			10
		トレ室	10人/回			20人/回
		シャワー室	使用不可			使用不可
		更衣室	一部使用可			一部使用可
		武道場	20			40
		パーク	10			20
		Score	10			20
		プレアホール	20			40
大教室	20	40				
中教室	10	20				
小教室	5	10				
演習室	2	5				
活動時間/日	-	2時間	3時間	4時間		
大会派遣	-	要相談	要相談	要相談		
練習試合・合同練習	-	不可	要相談	要相談		
合宿	-	不可	要相談	要相談		
備考	Phase移行は危機対策本部会議及び新型コロナウイルス対策委員会において決定する。					
	Phase3以降において学外施設を利用する場合は、当該施設のガイドラインに従うこと。					
	本ガイドラインを含む大学発出のガイドライン及び「各クラブにおける活動・行動ガイドライン」を遵守しなかった場合は、活動を制限することがある。					
	クラスターの発生等、緊急的な対応が必要な場合は、活動制限対象及び活動停止期間等の判断を別途行うことがある。					
	各団体において、陽性者等が確認された場合の対応は別紙「課外活動における制限対象及び再開条件」に定める。					

8月8日～Phase3

北海道からの要請内容

学校が独自に行う他校との練習試合や合宿は行わない。
(4月17日まで)



対外試合等は、各競技団体等の感染防止ガイドラインに基づき対策を徹底の上、実施すること。(4月18日から)